

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 23日

千葉市長 殿



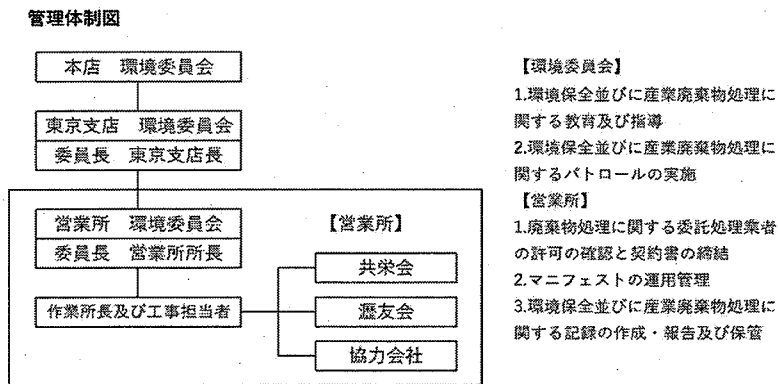
提出者 〒263-0005
住 所 千葉市稲毛区長沼町461-1
氏 名 前田道路株式会社 千葉営業所
所長 吉田 孝志
電話番号 043-259-2131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田道路株式会社 千葉営業所
事業場の所在地	千葉市稲毛区長沼町461-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06－総合工事業
② 事業の規模	令和6年度 千葉県内 元請工事完成工事額 220百万円
③ 従業員数	17 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	アスファルトコンクリート破片⇒破碎⇒再生砕石 コンクリート破片⇒破碎⇒再生破碎 汚泥⇒脱水・混合⇒改良土 金属くず⇒破碎⇒金属材料 木くず⇒破碎⇒木チップ 建設混合廃棄物⇒分別⇒各再生処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ①路上表層再生工法等の廃材の出ない工法の提案 ②全天候型高耐久常温合材の開発と販売 ③梱包材の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ①仮設資材の再利用の促進 ②舗装の長寿命化への研究と推進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①アスファルト魂とコンクリート片の分別解体を徹底し、再生骨材供給を確保する
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ①建設混合廃棄物の分別の細分化

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	①自社中間処理施設の設置と拡充		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	①リサイクリング技術の研究による、他産業排出産業廃棄物の受入 ②自さリサイクリング施設の拡充による、産廃処理能力のアップ		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	①電子マニフェストに対応できる業者を選定している		
	②管理型産業廃棄物の委託先は実地確認を励行している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年からの取組の継続		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
		排 出 量	562 t	2587.5 t	2.7 t	34.5 t	50.1 t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
		排 出 量	500 t	1000 t	3 t	30 t	30 t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項										
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	562 t	2037.5 t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	1000 t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項										
	①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
		産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
	②計画	【目標】								
		産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
	全処理委託量	t	550 t	2.7 t	34.5 t	50.1 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	34.5 t	50.1 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	550 t	2.7 t	34.5 t	50.1 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	【目標】								
②計画	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片	建設汚泥	建設混合廃棄物	木くず			
	全処理委託量	t	t	3 t	30 t	30 t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	30 t	30 t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	3 t	30 t	30 t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月23 日

千葉市長 殿



提出者 263-0005
住 所 千葉市稲毛区長沼町461-1
氏 名 前田道路株式会社 千葉営業所
所長 吉田 孝志
電話番号 043-259-2131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	前田道路株式会社 千葉営業所
事業場の所在地	千葉市稲毛区長沼町461-1
事業の種類	D06ー総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1036.0 t	全処理委託量	36.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1000.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	35.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	36.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

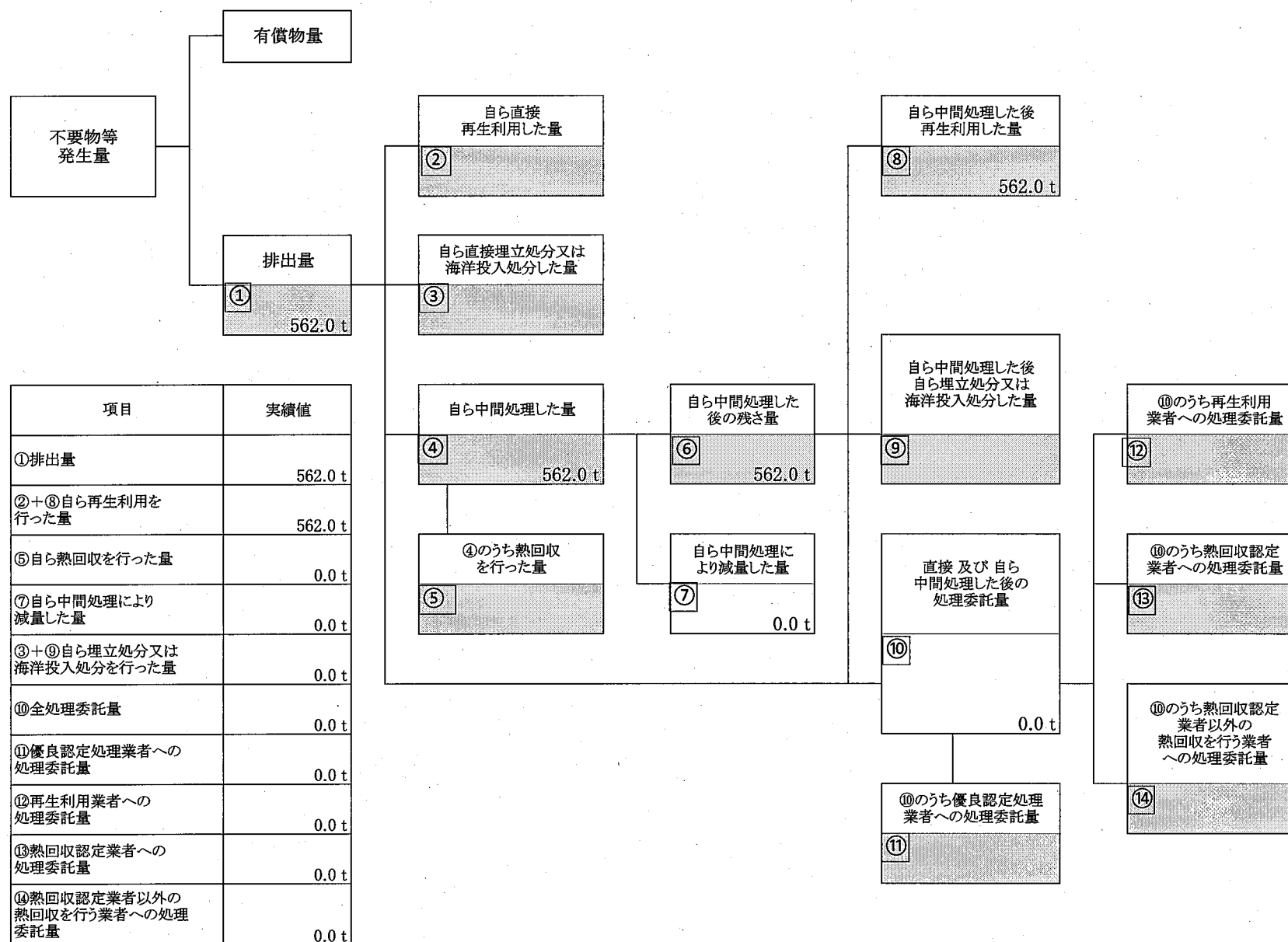
※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

アスファルト破片

)

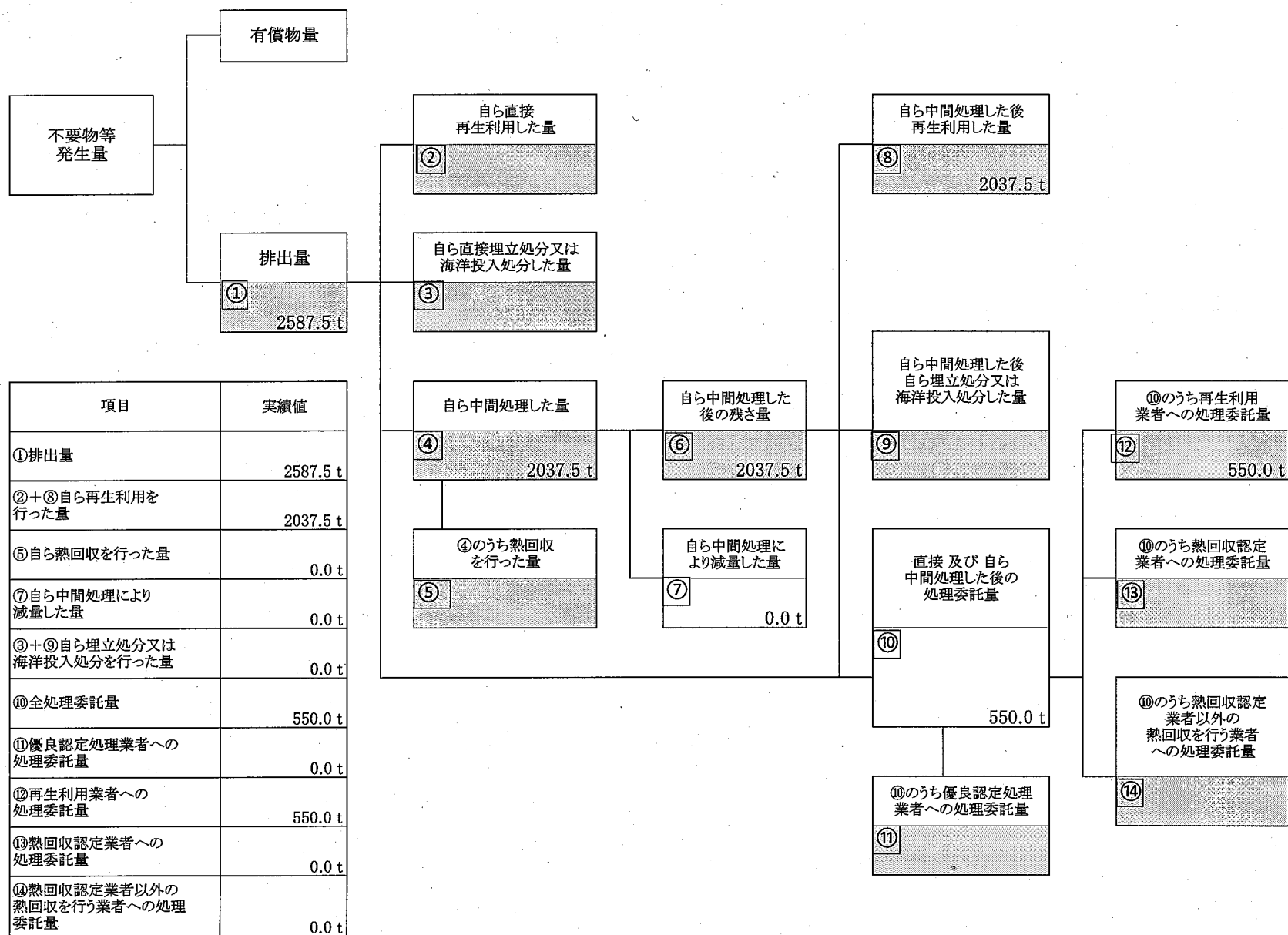


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

コンクリート破片

)



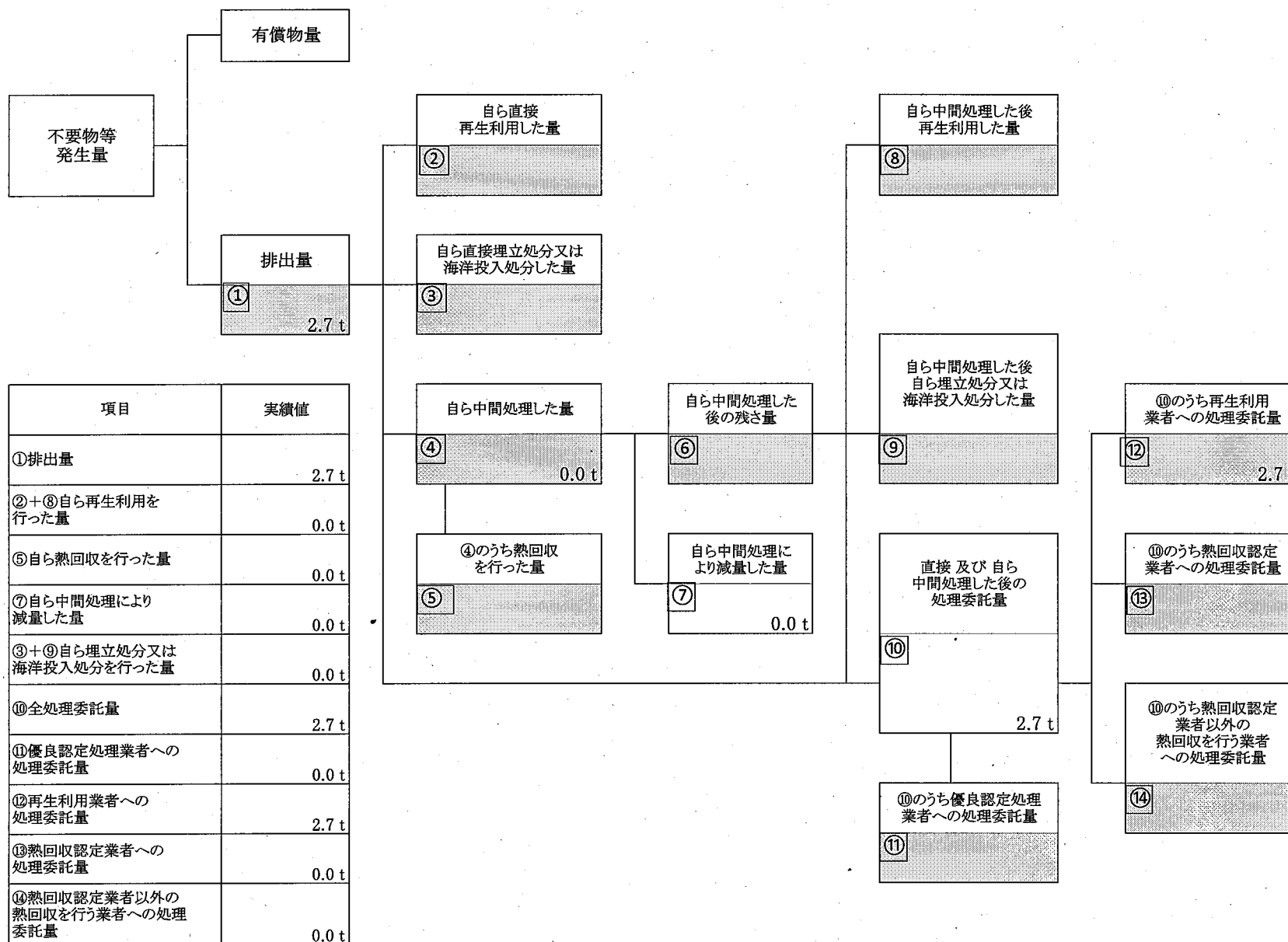
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

建設汚泥

)

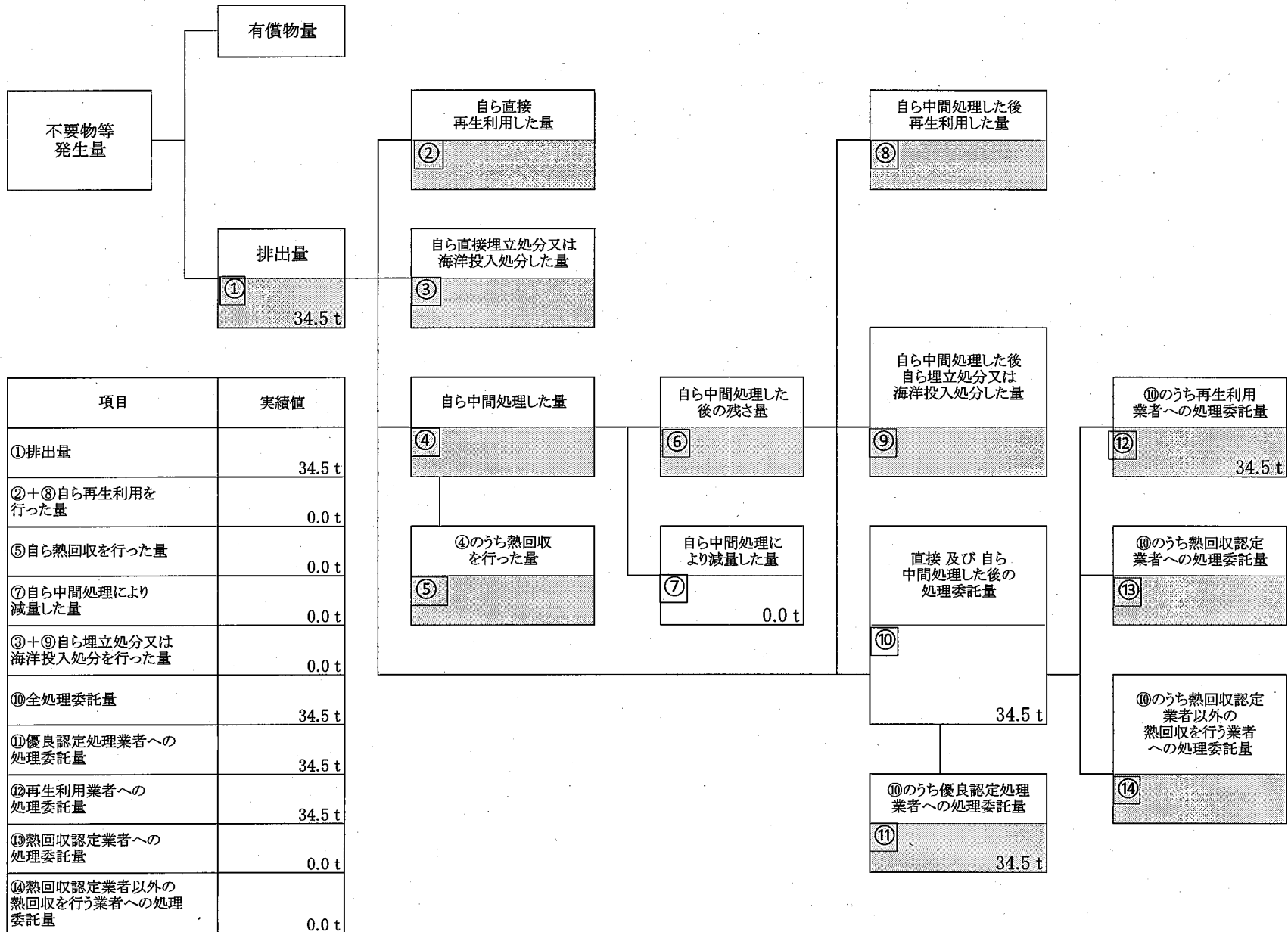


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

建設混合廃棄物

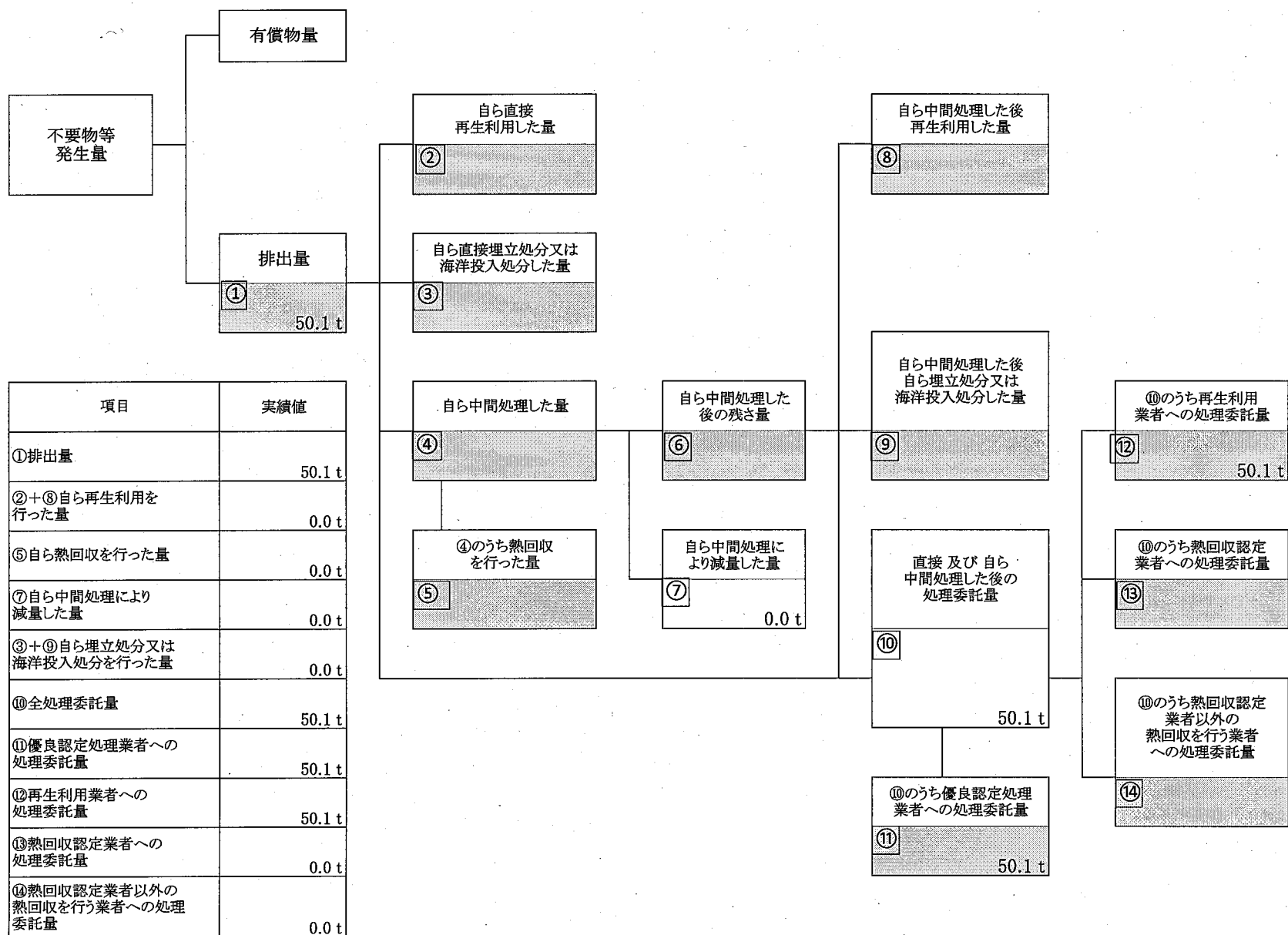


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目令和6年7月23 日
した千葉市長
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)
に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への
焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記
入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃
棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。